

平成22年3月30日

三次市教育委員会
委員長 沖田 稔 様

三次市学校規模適正化検討委員会
委員長 古賀 一博

三次市立小・中学校の規模及び配置の適正化について（答申）

当委員会は貴職からの諮問を受け、平成21年10月20日に発足して以来、計6回にわたって会議を開き、三次市立小・中学校の規模及び配置の適正化について議論を重ねてきました。

この度、その結果をまとめたので答申します。本答申は、今後の三次市立小・中学校の規模及び配置の適正化に向けた考え方や方策等について、提言として取りまとめたものです。

貴職におかれましては、三次市の小・中学校の規模及び配置の適正化を図る意義に十分考慮を払い、本答申の趣旨を施策の参考とされ、三次市立学校の教育環境の整備及び学校教育の充実を図られることを要望します。

< 三次市学校規模適正化検討委員会 >

委員長 古賀 一博
副委員長 寺戸 照一
委員 小林 真理子
委員 清水 洋后
委員 新堂 雅彦
委員 瀬尾 匠史
委員 中岡 忠允
委員 藤井 正志
委員 楳 吉彦

（順不同）

三次市立小・中学校の規模及び配置の
適正化について

(答申)

平成22年3月

三次市学校規模適正化検討委員会

目 次

1. はじめに	1
2. 三次市立小・中学校の児童・生徒数の推移	3
・小学校	3
・中学校	4
3. 三次市立小・中学校の現状	5
・学校規模の現状	5
・学校配置の現状	6
4. 三次市立小・中学校の課題	8
5. 学校規模等の適正化の必要性	10
6. 学校規模等の適正化に対する考え方	10
・適正化に対する方針	10
・適正な学校規模の基準	10
7. 学校規模等の適正化に向けた基本的な方策	12
・学校規模の適正化に向けた基本的な方策	12
・学校配置の適正化に向けた基本的な方策	13
8. 学校規模等の適正化に向けた具体的な方策	13
9. おわりに	15

資料編

資料1：諮問書

資料2：三次市学校規模適正化検討委員会設置要綱

資料3：三次市学校規模適正化検討委員会委員名簿

資料4：市内小・中学校児童・生徒数推移（表・グラフ）

資料5：のびのび学級みよしプラン概要

資料6：三次市立小・中学校位置図

1. はじめに

三次市は、平成16年4月に、三次市、甲奴町、君田村、布野村、作木村、吉舎町、三良坂町、三和町の1市4町3村が合併し、新三次市が誕生して6年を経過しようとしています。

この間、「住みよいまちづくり」「夢のあるまちづくり」を目標に掲げ、出生率の向上や定住の促進に向け、さまざまな施策が展開されていますが、合併当初61,823人であった人口は、平成21年3月末では58,675人で、5年間の減少率が5%となっており、このまま推移すると、20年後には5万人を割るとの統計数値も出ています。

小・中学校の児童・生徒数でみると、平成16年度には小学校児童3,367人、中学校生徒1,859人、合計5,226人であったものが、本年度は、小学校児童3,084人、中学校生徒1,506人、合計4,590人で、5年間の減少率は12.2%であり、総人口の減少率に比べ児童・生徒数の減少率が突出しており、いわゆる少子化の現象を如実に示しています。

このような社会状況は、三次の子どもたちに影響を及ぼし、市中心部の小学校では、児童数が微増していますが、周辺地域の小学校では減少し続けており、小学校27校のうち9割近くの24校が1学年1クラス以下、そのうち12校が複式学級であり、1クラスの児童数が10人以下のクラスがある小学校が半数を越えています。

昨今の地域における人間関係の希薄化が問題になる中で、子ども同士、保護者同士のつながりや、学校と地域のつながりを深めて、地域全体で子どもを育てることの重要性が指摘されています。

学校教育においては、個に応じて個性を伸長するとともに、社会性や集団性を培うことが重要です。

教科学習や学校行事を行うには、一定規模の集団を確保する必要があり、このことによって、心豊かでたくましい児童・生徒を育み、子どもたちお互いが学びあい高め合うなどの切磋琢磨をすることが可能となります。

また、児童・生徒の個性は、異なる個性との磨き合いの中で育まれるものであり、「生きる力」を育成する上でも、異なる個性を持つ多人数が相互に影響し合うことが大切です。

児童・生徒がお互いに刺激しあい、相乗効果を高めることで活力が生まれ、教育効果を高めるエネルギーになると考えます。

児童・生徒数の少ない学校においては、個別指導の面や各種行事で活躍の機会が増えるなどの利点もありますが、人間関係が狭くなり固定化されるなどの問題も生じ得ます。

学校教育の基本は、通学してきた子どもたちが、そこで学び、運動し、他者とのかわりを持つ集団生活の中で、自分を意識し、他を認め合うという経験を積み重ねて学習意欲を高め、情操を養っていくことで、「知・徳・体」がバランス良く成長することにあります。

学校における学級数や児童数といった規模要因は、学校がその本来の機能を十分に発揮するために極めて重要な要素のひとつです。

したがって、学校が著しく小規模化した場合には、学校教育や学校運営に少なからぬ影響を及ぼすことは明らかであり、三次市として、児童・生徒にとって望ましい学校規模について明確にする必要があります。

本検討委員会は、三次市の現状を踏まえ、将来を展望する中で、地理的要因や交通事情等の諸条件を検討、整理しながら、望ましい学校規模及び配置についての基本的な考え方を審議し、答申することを求められました。

昨年10月の第1回委員会開催以降、計6回の検討委員会の審議を経て、三次市の小・中学校の規模及び配置の適正化に向けた考え方や方策等を提言として取りまとめ、ここに答申するものです。

平成 22 年 3 月 30 日

2. 三次市立小・中学校の児童・生徒数の推移

(資料4:「市内小・中学校児童・生徒数推移」参照)

■ 小学校 ■

小学校の児童数をこの30年間の推移状況で見ると、昭和54年度は5,248人で、昭和57年度に5,558人とピークになり、以降減少し続けています。

5年毎の児童数などの推移は表1のとおりですが、この30年間で児童数は2,164人(41.2%)減少し、この間のピーク時(昭和57年度)の55.5%となっています。

また、学校数は39校(分校5校うち2校の休校含む)あったものが、27校(うち分校1校)となり、児童数の減少に伴い、この30年の間に12の小学校がその歴史に幕を閉じています。

最近10年の状況で見ると、平成11年度3,928人、5年後の平成16年度(市町村合併の年)には、3,367人、本年(平成21年度)は、3,084人となり、ここ10年間では、844人(21.5%)減少しています。

平成21年4月1日現在の0歳から5歳までの人口により、平成26年度(5年後)の児童数を推計すると、2,960人で、今後の5年間では、減少率は緩やかになるものの、依然として減少傾向は続くと推測されます。

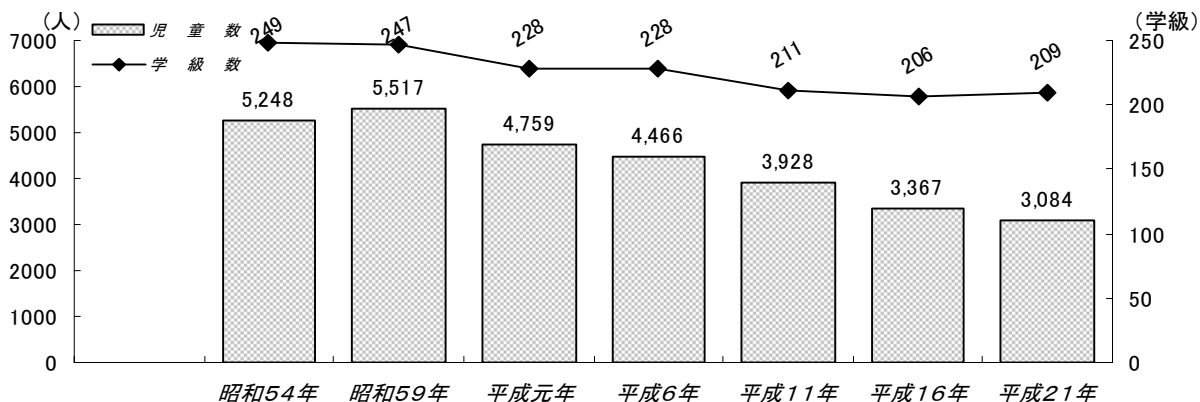
表1 小学校児童及び学級数等の推移

(単位:人,学級,学校)

区 分	昭和54年	昭和59年	平成元年	平成6年	平成11年	平成16年	平成21年
児 童 数	5,248	5,517	4,759	4,466	3,928	3,367	3,084
学 級 数	249	247	228	228	211	206	209
うち特別 支援学級							
児童数	100	82	45	29	16	35	55
学級数	22	19	14	13	9	20	31
学 校 数	39(2)	39(2)	39(2)	37	37(1)	30	27

*資料:学校基本調査及び三次市教育要覧(5月1日現在) *学校数の()内数値はうち休校数

*平成21年の学級数は、※『のびのび学級みよしプラン』で編成



■ 中学校 ■

中学校の生徒数を同様に見ると、昭和54年度は2,215人であり、昭和63年度に2,812人とピークになり、以降減少し続け、この30年間で709人(32.0%)減少し、ピーク時の53.6%となっています。

また、最近の状況をみると、平成11年度2,085人、平成16年度1,859人、平成21年度は、1,506人となり、ここ10年間で、579人(27.8%)減少しています。

学校数は、平成元年に八次中学校が十日市中学校から分離新設され1校増となっていますが、普通学級数は昭和54年度に64学級あったものが本年度は56学級となり、1校あたりの平均学級数でみると、5.8学級あったものが4.7学級に減少しています。

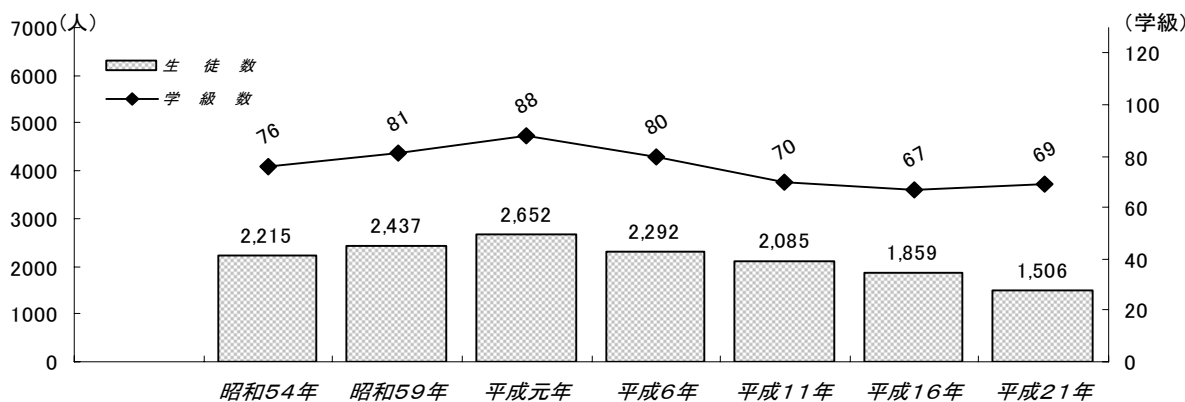
現在の小学校学年別児童数を基に、平成26年度の中学校生徒数を推計すると、1,494人となり、今後5年間で12人減との見込数となりますが、小学校から中学校へ進学する際に、三次市外の公立又は私立の中学校に進学するケースや転出による人口減少等(毎年平均30人減)を勘案すると、実際値は、さらに100人減の1,400人程度となると予想されます。

表2 中学校生徒及び学級数の推移

(単位:人,学級,学校)

区 分	昭和54年	昭和59年	平成元年	平成6年	平成11年	平成16年	平成21年
生 徒 数	2,215	2,437	2,652	2,292	2,085	1,859	1,506
学 級 数	76	81	88	80	70	67	69
うち特別 支援学級	生徒数	60	39	41	12	8	12
	学級数	12	10	10	7	3	6
学 校 数	11	12	12	12	12	12	12

*資料:学校基本調査及び三次市教育要覧(5月1日現在) *学校数の()内数値はうち休校数



3. 三次市立小・中学校の現状

■ 学校規模の現状 ■ (資料5:「のびのび学級みよしプラン概要」参照)

□ 小学校 □

平成21年度の小学校の規模を全校児童数及び学級数(平均, 最多, 最少)で見ると, 27学校で全校児童数の合計3,084人(平均114.2人, 最多654人, 最少11人), 普通学級数156学級(平均5.8学級, 最多24学級, 最少3学級)であり, 普通学級数の平均が6学級以下となっています。

さらに詳細に見ると, 1学年2学級以上の学校が3校のみであり, 残る24校は1学年1学級以下の学校であり, このうち複式学級の編成をしている学校が12校(うち完全複式8校)という現状で, いわゆる小規模校(学級数11学級以下)が全体の9割を占めています。

□ 中学校 □

中学校の学校規模を同様に見ると, 平成21年度は, 12学校で全校生徒数の合計1,506人(平均125.5人, 最多364人, 最少42人), 普通学級数56学級(平均4.7学級, 最多11学級, 最少3学級)であり, 12校全てが小規模な学校に分類され, うち8校が1学年1学級の学校です。

表3 平成21年度学校規模

	学校数	平均児童・生徒数	普通学級数計(平均)	1学年複数学級校数	複式学級編成校数
	児童・生徒数	(最多・最少)	(最多・最少)	1学年1学級以下校数	うち完全複式校数
小学校	27校	114.2人	156学級(5.8学級)	3校	12校
	3,084人	(654人・11人)	(24学級・3学級)	24校	8校
中学校	12校	125.5人	56学級(4.7学級)	4校	—
	1,506人	(364人・42人)	(11学級・3学級)	8校	—

注) 5月1日現在数値

注) 上記表3に示した三次市の学級数は, 「のびのび学級みよしプラン」(小学校において, 全学級20人学級の編成を目標とし, 1クラス児童数の上限を24人に設定)の学級編成によるもの(資料5参照)
国の学級編成の標準は小・中学校ともに1学級40人

表4 平成21年度三次市学校規模の分類別学校数

学校規模	過小規模	小規模	統合の場合の適正規模		大規模	過大規模
			適正規模			
学級数	1～5	6～11	12～18	19～24	25～30	31以上
小学校	12校 (完全複式8校校)	12校 (6学級11校)	3校		—	—
中学校	8校 (全て3学級)	4校	—		—	—

(昭和59年文部省助成課「これからの学校施設づくり」資料により分類)

■ 学校配置の現状 ■ (資料6:「三次市立小・中学校位置図」参照)

三次市の現在の小・中学校の配置は、旧三次市を除く7町においては、1町内1中学校の配置であり、そのうち君田町、布野町、作木町、三和町は1中学校区1小学校です。

残る3町については、吉舎町に4小学校、三良坂町に3小学校、甲奴町に3小学校(うち宇賀小学校は平成22年4月に甲奴小学校へ統合)です。

旧三次市域については、5中学校区あり、各中学校区の小学校数は、三次中学校区2校、十日市中学校区3校、八次中学校区1校、塩町中学校区4校、川地中学校区3校です。

三次市では市全域で通学区域を自由化し(小学校は平成19年度から、中学校は平成17年度から)、児童・生徒及び保護者がそれぞれの小・中学校の特色を理解し、行きたい学校を選ぶことができます。

この通学区域自由化制度により、平成21年度では、小学生60人、中学生の46人が住所地により決められた指定学校以外の学校を希望し通学しています。

表5で平成21年度の学校選択状況をまとめています。

小学生では、市中心部にある学校間(十日市、八次、三次、栗屋、酒河)の選択が37件と過半を占めており、学校選択理由のアンケート集約でも、「転居したが継続してこれまでの学校へ通学したいから」(16件)の理由が多く、「保護者の通勤場所等による家庭の事情による」(11件)、「兄・姉が学校選択希望で通学している学校であるため」(9件)と続いています。

これら結果により、この通学区域自由化制度が保護者の意思による学校規模の適正化(保護者の望む規模の学校を選択)には影響していないと考えています。

また、中学生の場合をみると、「希望する部活動をしたため」(17件)の理由が多くなっています。

4. 三次市立小・中学校の課題

児童・生徒数の減少傾向は市域周辺部の学校において顕著に見られ、周辺部の小学校全てが小規模な学校に分類され、複式学級の編成をしている小学校が12校、そのうち8校が全学年複式(完全複式)となっています。

将来の児童数の推移を見ても、今後児童数の増加が見込まれる小学校は、十日市小学校、酒河小学校、八次小学校、和田小学校の4校のみで、残る23小学校は減少又は横ばい傾向で推移すると見込まれます。

学校の小規模化は、小規模校特有のメリットを産み出す反面で、児童・生徒の発育、学校生活又は学校経営、教員力量形成など、様々な面で負の影響をもたらすことが懸念されます。

本検討委員会では、三次市の学校の現状を踏まえ、現在、生じている課題をそれぞれの立場、考えから自由に出し合い共有することからはじめました。

その前段として、「適正」という言葉は何をもって適正なのか、子どもの発達段階を考えての「適正」や市民の公平な税負担の観点からの「適正」、地域の歴史性を踏まえた「適正」、学校経営や教育効果での「適正」等々、そこには、保護者、地域住民、教育者それぞれが思い描き、望ましいとする「適正」の基準・観点があります。そのどれもが「適正」な学校規模及び配置を議論する際には重要な要因となります。

ここで、各委員から出された学校や地域、子どもたちに対する思いなどを紹介します。

- 学校は教育の現場であると同時に、地域の活動・文化の拠点としての位置付けもあり、子どもの人数が少なくなっても地域に学校を残したい。その反面、子どもの親としての思いも理解できる。数の問題でどこでケジメをつけるかが問題である。
- 三次市の学校には、地元の人が土地を提供し、山から木を切り出し建てた学校もあり、学校に対する愛着は強いものがある。また、子どもの数が少なくなれば統合の話が出るということで、地域の人がお金を出し合って、これから小学校に入学する子どもがいることを前提に家を建てた例もある。
- 地域の人がお金を出し合って建てた学校もある。こうした地域は、学校がらみの住民の意識が非常に強く、敬老会など住民が学校を中心に集まって、全てのイベントや事業をしている。子どもの数が減少したという事実だけでないところで、地域の子どもであるという認識が非常に強く、子どもも地域みんなに育まれている。豊かな人間性を育てていく教育と学力を付けていく教育とが適正基準でうまく両立していく環境が望ましい。
- 学校で子どもたちがドッジボールで楽しく遊ぶことができることも大事であり、ある程度の人数は必要である。子どもが集団の中で自分に合う友達に出会い、社会性を養うことができることは重要なことと考

える。

- 子どもにとってどういう方法(環境)が一番良いかの視点が大切である。学力を付けるということであれば1対1で塾に行けば済む場合もある。集団の中で生活するというのであれば、その中でもメリットやデメリットはある。子どもにとっては少人数のほうがいい子どももいるかもしれない。地域にとっても、学校を頼っての活性化でない方法で頑張っていないといけないと思う。保護者、地域の方が、子どもにとって何が一番よいかということ、本音で出し切ることが大切である。
- 学校教育だけで子どもを育てる時代ではない。学校は地域とともにあり、地域に出て行き、地域からも大切にされる。適正化(統廃合)を前面に出すことで地域が割れ、地域が地域でなくなり、地域の教育力が低下してしまうことは非常に不幸なことと考える。1人だけの学年の保護者の思いと地域の思いは全く違う。地域から学校がなくなることが地域にとってどれほど大きなことであるか。反面、保護者のある程度の規模の学校へ通わせたいという思いも理解できる。このことを踏まえ委員会でしっかり議論し、諮問機関としての役割を果たさなくてはならない。
- 三次市の教育全般をみて、広い視野で話をしたほうがいい。通学区域の自由化や小学校で実施している少人数学級の取組なども同時に考え、単独で数字だけを見るのではなく、三次市の施策や教育の内容を踏まえたところを考えないといけない。ただ人数が少なくなったから廃校だという問題ではないと思う。
- 小規模な学校に合っている子どもはそれでよい場合もあるが、人間関係という面で言えば、ある程度人数がいた方が子どもにとって逃げ場があるということがいいと思う。保育所から中学校までずっと逃げ場がないような状況は辛いことである。

全ての意見を紹介することはできませんが、小規模な学校であるが故に生じている課題は各委員の共通の認識としてあります。

ただ、規模が小さいということは課題の要因ではありますが、それを改善・克服する方策を検討する過程で、地域が割れたり、地域、学校の教育力が損なわれたりしてしまうことが、結局は子どもたちにマイナスの影響を与えてしまうことに危惧の念を抱いています。

保護者、地域、行政が子どものことを第一に考え、議論を尽くす中で、それぞれの立場、考えを尊重し、バランスを取ってある一定のライン(基準)で合意形成をすることができるかどうかが一番の課題であると考えています。

5. 学校規模等の適正化の必要性

現在の三次市では、少子化により学校規模の小規模化が進み、多くの学校で複式学級が見られるようになり、様々な教育活動が制限されるなどの学校規模を起因とした課題が現れてきています。

これからの学校教育は、知・徳・体の基礎・基本の徹底によるバランスのとれた教育により、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むとともに、社会の変化や多様性に対応するため、自ら学び、自ら考え、主体的に判断できる「生きる力」を育てることが求められています。子どもの時にこのような能力を育むためにも、地域の良さ、学校の良さを生かしつつ、子ども自身がある程度の集団の中で多様な考えに接し、切磋琢磨することができる環境であることが望ましく、全ての地域の子どもたちに、平等に質の高い公教育を行うためには、それらの課題を解決し、全ての学校が教育効果を発揮できるようにすることが必要であり、小規模の状態がある一定のラインを越えた時点で、規模適正化等の措置により改善策を模索・検討する必要があると考えます。

また、学校運営は全て税金で賄われており、納税者の公平な税負担の観点から、学校経費の合理化という視点も忘れてはなりません。

6. 学校規模等の適正化に対する考え方

■ 適正化に対する方針 ■

学校規模の適正化は、大規模校、小規模校のそれぞれの適正化を考えなければなりません。しかしながら、三次市の実態として、最も大規模な学校においても、分割や新設を検討しなければならない状況ではないため、本検討委員会では、現時点においては小規模校の適正化を議論の中心とすることにしました。

また、三次市においては、概ね中学校区がコミュニティ形成の場として存立していることから、中学校の規模適正化を実施することが地域コミュニティの崩壊や分断を招くことにつながり得るため、中学校の適正化については、本検討委員会における議論の対象としないこととしました。

■ 適正な学校規模の基準 ■

法令上や制度上の仕組みでは、教育活動の多くの場面が、原則として同学年による学級を単位として行われており、教育活動の担い手である教職員も学級数を基礎とした配置定数によっているなど、学校

規模を考える基本は、学級の数によるものといえます。

「学校教育法施行規則」第41条では、「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」という考え方が示されており、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」第4条第1項第1号で適正な学校規模の条件として「学級数がおおむね12学級から18学級までであること。」とし、第2号で「通学距離が、小学校にあつてはおおむね4キロメートル以内、中学校にあつてはおおむね6キロメートル以内であること。」としています。

また、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」第3条第1項では、小学校の学級編成の標準を、「同学年の児童で編成する学級の場合は40人」「2の学級で編成する場合（複式学級）の場合は、16人（第1学年の児童を含む場合は8人）」としています。

表6は適正な学校規模の基準を議論する過程で、小規模な学校におけるメリット・デメリットとして出された各委員の意見を観点別にまとめたものです。

表6 小規模校の観点別メリット・デメリット

区 分	メリット	デメリット
(1) 発 育 上 の 観 点	<ul style="list-style-type: none"> ○学校行事で一人ひとりの果たす役割が大きく、その活動を通して自覚と責任感を高めることができる。 ○互いの結びつきが強く、互いの思いや行動傾向を汲み取って行動することができる。 ○地域住民と全校児童が互いの顔と名前をわかっており、人間的結びつきが強い。 ○行事等では、学年・年齢間を超えて活動することが多いため、他学年とのつながりが深まり、上級学年の子どもにはリーダーとしての責任感が醸成されやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○1学年が1学級の場合、卒業まで同じ集団で過ごすことで、学級の中での役割や子どもの価値観が固定化されがちである。 ○幼い頃からの固定した人間関係をそのまま引きずり、新たな人間関係を形成しにくい。 ○友人同士やクラス間で競争する場面など、切磋琢磨する機会が少ないため、競争心や向上心など社会性が育ちにくい。
(2) 教 科 指 導、学 校 生 活 上 の 観 点	<ul style="list-style-type: none"> ○理解度や達成度など、個に応じたきめ細やかな学習指導ができる。 ○運動場や特別教室、学校設備など、一人分を余裕を持って使うことができる。 ○少人数であるため、社会見学や職場体験などの際に選択肢が多く、子ども一人ひとりが多様な体験ができる機会を設けやすい。 ○学習や部活動などで、一人ひとりの活躍の場が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○体育の授業での団体競技や音楽など、一定規模の集団を前提とした活動が困難であり、効果的な学習を組織しづらい。 ○部活動は団体競技等実施数が少なく、子どもに十分な選択肢を用意することができない。 ○学習や活動に広がりや深さが少なく、よりよいものを求めようとする環境を作りづらい。
(3) 生 徒 指 導 上 の 観 点	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭的な雰囲気の中で一人ひとりに目が行き届き、きめ細やかな指導ができる。 ○児童・生徒一人ひとりの特性や能力を把握しており、どの教職員においても、個別の対応が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○友人との人間関係の固定化、序列化を招く恐れがあり、いじめ、不登校などの人間関係上の問題が発生した場合、クラス替えによる人間関係の改善を図ることが困難であるため、逃げ場がなくなる。

(4) 学校経営上の観点	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急時に一斉行動する際に、子どもの掌握や指導が迅速にできるため、適切な安全管理を講じやすい。 ○教職員の共通理解が得やすく、状況の変化にも臨機応変に対応することができる。 ○家庭や地域の支援・協力を得られやすく、地域に根ざした教育を推進しやすい。 ○児童・生徒、教職員、地域が一体となって学校や地域の伝統行事等を継続する体制を作りやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○通常担当する以外の業務もこなす必要があることから、教職員が多忙となり、落ち着いた業務がしづらい。 ○教員数が少ないため、学年経営や学級運営において、教員相互の支援が困難である。 ○中学校では、同一教科での教員相互の連携や相談の機会が少なく、教科経営に支障を来す。 ○一人の教員が複数の校務分掌を兼ねることが多くなるため、その事務に時間を要し、子どもに接する時間や教材研究を行なう時間が制限される。
(5) 教員力量形成上の観点	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員の学校運営への参画意識が高まり、責任感の醸成につながる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○研修等で教員が学校を離れる場合、代わりとなる指導者がいない状況ができてしまう。 ○教員間の教材研究や指導方法について、単独で取り組む状況になりやすく、内容が深まらなくなる。 ○新任・若手教員の育成が難しい。 ○専門以外の教科・分野も担当することから、専門性を発揮した指導を行ないにくい。

以上のような観点別のメリット・デメリット、さらには教育に携わる者の経験則などを総合的に踏まえつつ、本検討委員会では、一般的に望ましい学校の規模は「1学級25人から30人の1学年2学級」との意見が示されました。

7. 学校規模等の適正化に向けた基本的な方策

■ 学校規模の適正化に向けた基本的な方策 ■

三次市においては、旧三次市の市街地を除き、ほとんどが過疎化の著しい中山間地域の学校であることや、地形的な要件によって、一律の基準による学校の規模適正化が困難な地域があることに配慮しなければなりません。

また、地域には学校を核としたコミュニティが形成されています。規模適正化の議論の過程、結果が地域コミュニティの崩壊や分断をもたらすことは、子どもたちの“生きる力”を育む大切な場である学校の持つ役割や力、地域の活気や教育力そのものを削ぐこととなります。保護者、地域、三次市にとって、地域が学校を失うことの影響と重大性を肝に銘じておかなければなりません。

このように、学校経営、教科指導、生徒指導面などの観点からみて一般的に望ましいとされる学校規模をめざすことは、三次市の学校規模の現状、今後の児童数の推移、地理的条件、通学上の課題、及び地域コミュニティとのつながり等を考慮すると現実的ではなく、また、多くの弊害が生じることが予想されます。

このことから、前述の「1学級25人から30人の1学年2学級」を参考としながらも、あくまで市内一律の基準ではなく、各地域の実情に応じて弾力的に運用するべきであると考えます。

また、本検討委員会は、このような地域ごとの弾力的な運用を前提とした上で、子どもたちにとって望ましい教育環境や税の公平負担の観点、複式学級解消に向けた国の動向等も考慮して、適正化の検討をスタートしていく時機の目安を、小学校において「全学年が複式学級である、いわゆる完全複式」となった時点、もしくは更に小規模化が進んで「2つの学年で児童数がゼロ」となった時点のいずれかと考えます。

■ 学校配置の適正化に向けた基本的な方策 ■

学校配置の適正化を行う場合には、望ましい学校規模を確保することにより、教育内容の一層の充実が図られる必要があります。その際には、通学区域、通学距離、通学経路、学校施設の状況、さらには学校が果たしてきた地域での役割などについて、総合的な検討を加えていかなければなりません。

学校は教育施設であると同時に、地域コミュニティの基盤でもあり、子どもを中心に大人が集まる施設です。学校と地域の協力関係の中心には、常に子どもの存在があり、地域の大人は見守り活動などを通じて、学校とともに子どもを守り、地域の特色を生かした教育活動を通じて、学校と連携して地域の中で子どもを育て、学校教育の充実のためには、地域の教育力が欠かせないものとなっています。そのため、適正配置に伴い再編される新しい校区においても、これまでと同様の関係を継続できるとともに、地域間でつながりがあることも重要な要件となります。三次市においては、一部で例外的な地域も見受けられますが、概ね中学校区がコミュニティ形成の場として存立しており、本検討委員会では、原則として現在の各中学校区をベースとした小学校の適正配置を検討すべきと考えます。

また、適正配置を進めるにあたっては、画一的な統廃合案を提示するのではなく、児童・生徒数の将来推移、学校の小規模化に伴う問題点等について、事前に保護者や地域住民に対して十分に情報提供し、学校の適正配置の必要性について共通の理解を深めながら、それぞれがお互いに案を出し合い、行政と保護者と住民がうまく歩調を合わせて結論を出していくことが重要であると考えます。

8. 学校規模等の適正化に向けた具体的な方策

学校規模適正化に向けた具体的手法として、本検討委員会において、以下の5通りの手法が挙げられました。手法の選択にあたっては、保護者や地域住民の意見を最大限に考慮し、複数の手法を組み合わせ

るなどの工夫もしながら、各学校区の実態に応じた方法により行うことが必要であると考えます。

1. 小中連携教育

複数の学校で合同の授業や行事を行う機会を増やすことにより、一定規模の集団を前提とした活動における教育効果を高める。

2. 小中連携教育

小学校と中学校の教職員が学習指導や生徒指導において日常的に交流を図り、それぞれの校種での利点を取り入れながら連携を図ることにより、学校経営上及び教員力量形成上での小規模校のデメリットが解消される。この場合、中学校への市費による加配教員(教科指導講師)が必要不可欠であると考えます。

3. 中中連携教育

中学校間の連携の中で、連携先の中学校区の小中連携教育に携わることにより、連携教育の効果を高める。

4. 小中一貫教育

義務教育9年間全体を通して子どもを育成する。小・中教職員が相互に乗り入れ、独自のカリキュラムを作成する。小・中学校で一定の規模を確保していくことにより、教育効果を高める。実施に当たっては、何を一貫にするのか小学校と中学校でその目標を共有化し、教職員が共通土台の上に立つことが必要である。

5. 学校の統合

隣接する複数の学校を統合し、一定規模を確保することにより、小規模校のデメリットを解消し、教育効果を高める。

上記の各連携教育及び小中一貫教育の実施に当たっては、教職員の組織づくりが重要です。小学校教職員と中学校教職員との間には、それぞれの教育に対する理解に大きな意識の差がありえます。このことは、それぞれの学校内での連携意識にも反映し、教職員間の意識にずれが生じる要因にもなります。小・中学校の教職員は、できるだけ共通土台の上に立ち、それぞれの学校の重点とする指導内容を尊重しながら、互いの学校を十分理解し、具体的な交流を通して連携意識を高めていくことが必要です。そのためには、行政は小・中学校間の架け橋になる教職員を特別に配置するなどの措置に加えて、児童が学校間を移動する際のスクールバスの運行を始めとして、物的な支援についても検討していかなければなりません。

また、連携を硬直的に考えるのではなく、PTA間の連携やスポーツ面での連携、さらには行政区を越えた連携の実施等についても模索するなど、各学校区の実態に応じて柔軟に検討していくことも必要であると考えます。

9. おわりに

本検討委員会は、児童・生徒数が減少しつつある現在の三次市の状況及び将来展望を踏まえ、教育上の視点を重視しながらも、保護者や地域の視点も最大限考慮した上で、教育環境の改善を目指した小・中学校の適正規模及び適正配置について検討を進めてきました。

元々、広島県北部は過疎辺地が多いのに加え、近年の少子高齢化は十数年前には想像もできなかったほどにまで進行しており、子どもたちにとって望ましい教育環境を保障するためにはどうしたらよいか、また地域のコミュニティを生かした適正化はどう考えたらよいかについて様々な意見が出され、活発な議論が行われました。しかしながら、学校の規模適正化については、決定的な理論や学説が存在しないため、委員各自の経験や見識等に基づく多様な意見が存在し、また、容易に意見の一致を見出すことが難しいテーマでもありました。

本検討委員会では、法的基準、望ましいとされる学校規模に関する研究内容、三次市の地域実態や歴史性、保護者の思いなどを手がかりにして、三次市における望ましい学校規模についての議論を通して、各地域において適正化の検討をスタートしていく時機や、適正化に向けた具体的な方策などの検討を行い、ここに「三次市立小・中学校の規模及び配置の適正化について」を答申として取りまとめました。言うまでもなく、社会情勢が激しく変化する中で、これからの三次市における人口動態や教育改革の推進による学校の変化などを考慮し、今後も時代に対応した学校の適正規模・適正配置に関する議論が必要になると思われれます。

この答申は、多角的な視点から検討がなされたものを取りまとめたものですが、三次市教育委員会におかれては、本答申で示した、各地域において学校規模適正化の議論をスタートしていく時機に関する2つの目安を参考としながら、画一的な統廃合案を提示するのではなく、児童・生徒数の将来推移、学校の小規模化に伴う問題点等について、保護者や地域住民に対してできるだけ早く、かつ丁寧に情報提供をしていただきたいと思います。その上で、行政、保護者、地域住民が、学校の適正配置について共通の理解を深めながら、それぞれがお互いに案を出し合う中で、保護者や地域住民の意思を最大限に尊重しながら、それぞれの納得性が高い議論形成を行い、各地域における結論を出されることが必要です。規模適正化の議論の過程、結果が地域コミュニティの崩壊や分断をもたらし、それにより地域の活気や教育力を失うようなことは、決してあってはなりません。

最後に、この答申が児童・生徒の心身の健やかな成長に寄与し、三次市立学校の教育環境の整備及び学校教育の充実に役立つことを願ってやみません。

三次市学校規模適正化検討委員会

資料編

三次教企発第376号
平成21年10月20日

三次市学校規模適正化検討委員会
委員長 古賀一博様

三次市教育委員会
委員長 前田 茂



諮問書

三次市立小・中学校のより良い教育環境を整備し，充実した学校教育の実現に資するため，三次市学校規模適正化検討委員会設置要綱（平成21年三次市教育委員会告示第23号）第3条の規定により，下記の事項について諮問します。

諮問事項

- (1) 三次市立小・中学校の規模及び配置の適正化に関する事項

三次市学校規模適正化検討委員会設置要綱

平成 21 年 7 月 13 日
三次市教育委員会告示第 23 号

(目的)

第 1 条 この告示は、三次市学校規模適正化検討委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 三次市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、三次市立小・中学校の適正な規模及び配置について調査・検討し、児童及び生徒にとって望ましい学校教育環境の基準（指針）を作成するため、委員会を設置する。

(所掌事務)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、教育委員会に提言する。

- (1) 三次市立小・中学校の規模及び配置の適正化に関する基本的な考え方
- (2) 前号に定めるもののほか、教育長が必要と認める事項

(組織)

第 4 条 委員会は、10 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保護者代表
- (3) 学校関係者
- (4) 自治組織代表
- (5) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱の日からその年度の 3 月 31 日までとし、再任されることを妨げない。

2 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長が指名したのもをもってあて、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたとき、その職務を代行する。

(会議)

第 7 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は教育委員会教育企画課において処理する。

(その他)

第 9 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項については教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成 21 年 7 月 13 日から施行する。

三次市学校規模適正化検討委員会委員名簿

別表（第 4 条関係）

区 分	氏 名	備 考 1	備 考 2
学識経験者 (第 1 号委員)	こ が かず ひろ 古 賀 一 博	広島大学大学院 教育学研究科教授	
保護者代表 (第 2 号委員)	ふじ い まさ し 藤 井 正 志	君田小学校保護者	三次市 P T A 連合会推薦
	こ ばやし まりこ 小 林 真理子	川地小学校保護者	
	ゆずりは よし ひこ 楳 吉 彦	八次中学校保護者	
学校関係者 (第 3 号委員)	し みず よう こ 清 水 洋 后	三良坂小学校長	小学校長会推薦
	しん どう まさ ひこ 新 堂 雅 彦	甲奴小学校長	
	せ お しょう じ 瀬 尾 匠 史	三良坂中学校長	中学校長会推薦
自治組織代表 (第 4 号委員)	てら ど てる いち 寺 戸 照 一	三次市住民自治組織連合会会長 吉舎町自治振興連合会会長	三次市住民自治 組織連合会推薦
	なか おか ただ よし 中 岡 忠 允	三次市住民自治組織連合会副会長 河内まちづくり連合会会長	
その他 (第 5 号委員)			

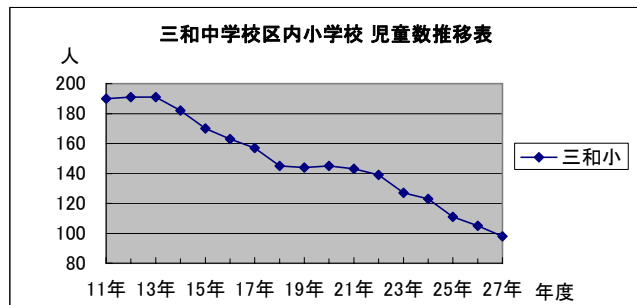
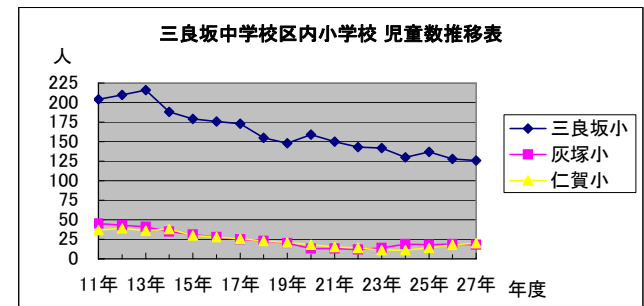
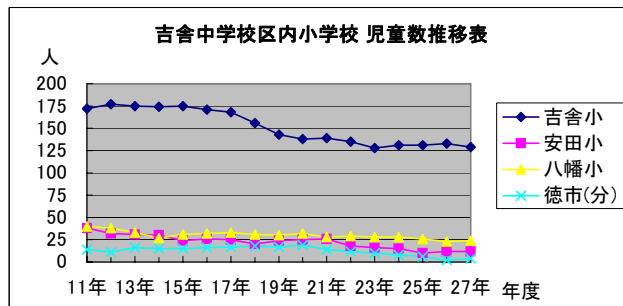
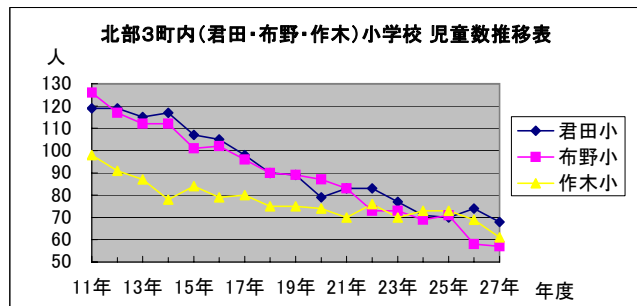
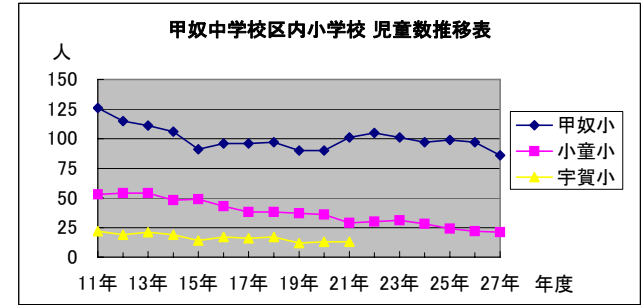
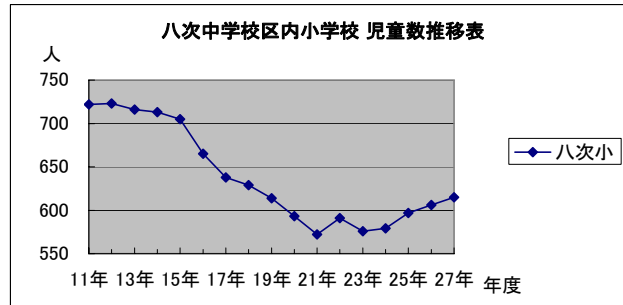
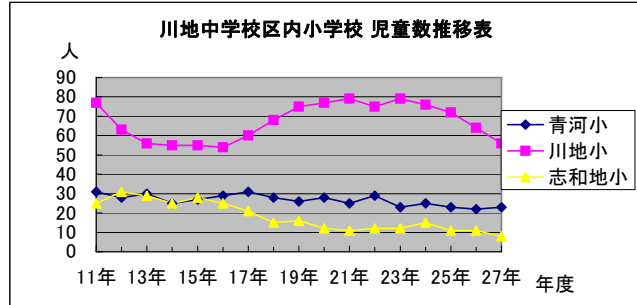
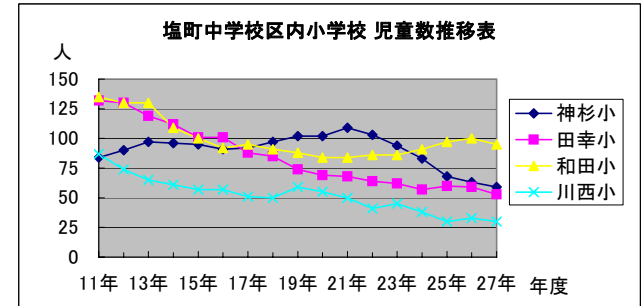
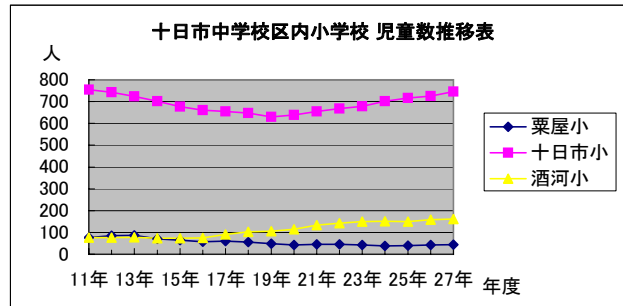
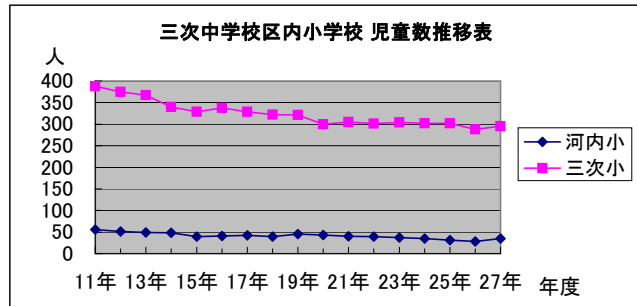
市内小学校別児童数推移表

(単位：人)

中学校区	学校名	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	備 考
三 次	河内小	56	51	49	48	39	41	42	39	45	43	40	39	37	35	31	28	35	
	三次小	388	375	367	340	329	338	329	322	321	300	305	301	304	302	302	288	295	
十日市	栗屋小	76	85	87	70	64	57	60	56	49	42	46	46	42	38	39	43	44	
	十日市小	754	743	724	701	677	660	655	647	629	638	654	668	678	702	716	725	745	
	酒河小	77	76	78	74	73	75	91	103	106	114	134	142	150	151	149	158	162	
塩 町	神杉小	84	90	97	96	95	91	92	97	102	102	109	103	94	83	68	63	59	
	田幸小	132	130	119	112	101	101	88	85	74	69	68	64	62	57	60	59	53	
	和田小	135	130	130	109	100	92	95	91	88	84	84	86	86	91	97	100	95	
	川西小	87	74	65	61	57	57	51	50	59	55	50	41	45	38	30	33	30	
川 地	青河小	31	28	30	25	27	29	31	28	26	28	25	29	23	25	23	22	23	
	川地小	77	63	56	55	55	54	60	68	75	77	79	75	79	76	72	64	56	
	志和地小	25	31	29	25	28	25	21	15	16	12	11	12	12	15	11	11	8	
八 次	八次小	722	723	716	713	705	665	638	629	614	593	572	591	576	579	597	606	615	
甲 奴	甲奴小	126	115	111	106	91	96	96	97	90	90	101	105	101	97	99	97	86	
	小童小	53	54	54	48	49	43	38	38	37	36	29	30	31	28	24	22	21	
	宇賀小	22	19	21	19	14	17	16	17	12	13	13							平成22年4月に甲奴小へ統合
君 田	君田小	119	119	115	117	107	105	98	90	89	79	83	83	77	71	70	74	68	
布 野	布野小	126	117	112	112	101	102	96	90	89	87	83	73	73	69	71	58	57	
作 木	作木小	98	91	87	78	84	79	80	75	75	74	70	76	70	73	73	69	61	
吉 舎	吉舎小	172	177	175	174	175	171	168	156	143	138	139	135	128	131	131	133	129	
	安田小	38	32	31	30	24	26	25	20	24	25	26	18	16	15	10	12	12	
	八幡小	40	38	33	27	31	32	33	31	30	32	28	29	28	28	26	23	24	
	徳市(分)	14	11	16	15	15	16	17	18	17	19	14	12	10	8	6	2	4	
三良坂	三良坂小	204	210	216	188	179	176	173	155	148	159	150	143	142	130	137	128	126	
	灰塚小	45	43	41	35	31	28	25	23	20	13	13	12	14	19	18	19	18	
	仁賀小	37	39	36	38	30	28	26	23	21	18	15	14	11	11	14	18	20	
三 和	三和小	190	191	191	182	170	163	157	145	144	145	143	139	127	123	111	105	98	
合 計		3,928	3,855	3,786	3,598	3,451	3,367	3,301	3,208	3,143	3,085	3,084	3,066	3,016	2,995	2,985	2,960	2,944	

(注) 平成22年度以降の数値は、平成21年4月1日現在における0歳から5歳までの人口により推計

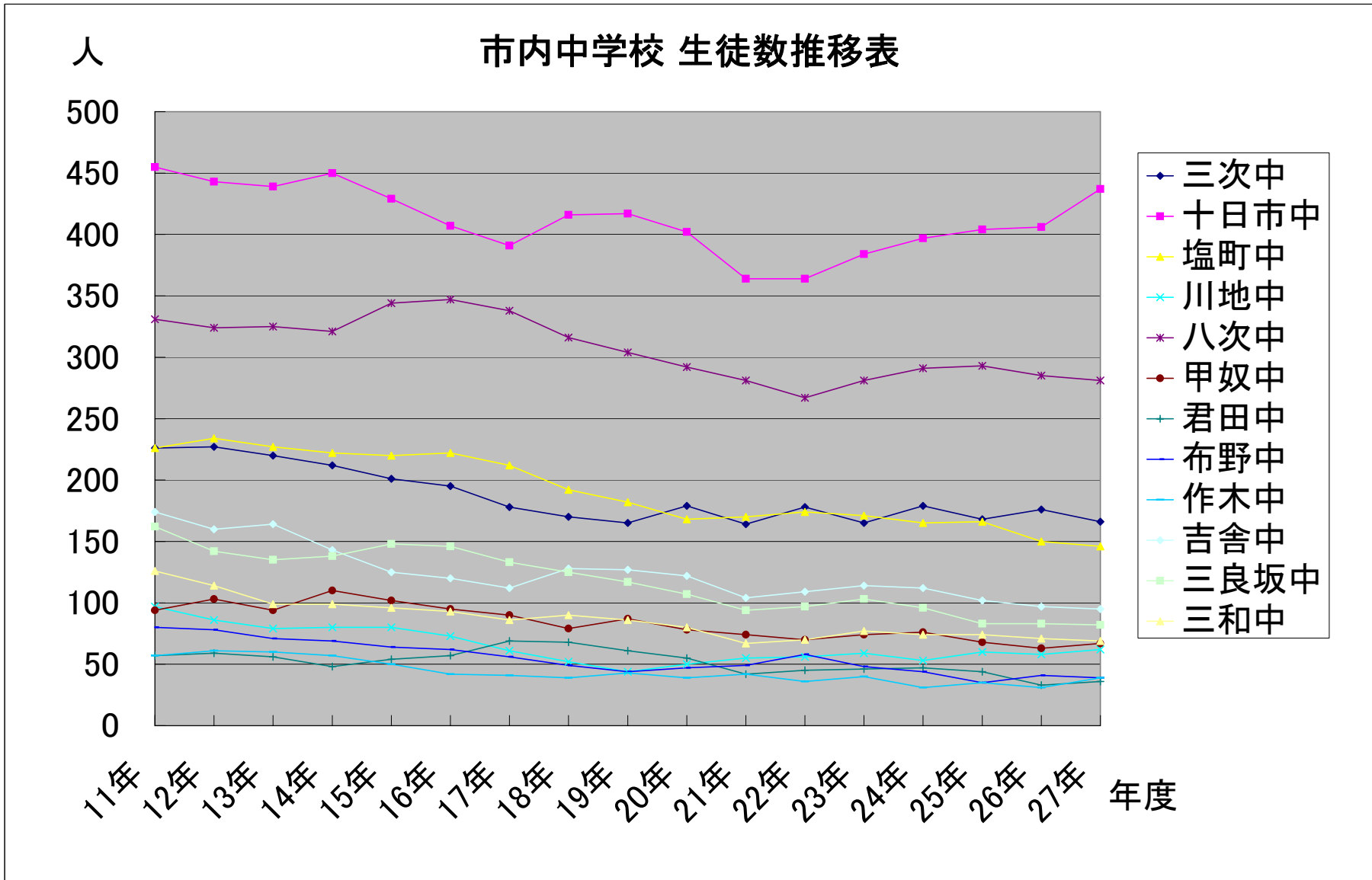
市内小学校別児童数推移表 (各中学校区毎グラフ)



市内中学校別生徒数推移表

(単位：人)

学校名	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	備 考
三 次 中	226	227	220	212	201	195	178	170	165	179	164	178	165	179	168	176	166	
十日市中	455	443	439	450	429	407	391	416	417	402	364	364	384	397	404	406	437	
塩 町 中	226	234	227	222	220	222	212	192	182	168	170	174	171	165	166	150	146	
川 地 中	97	86	79	80	80	73	61	52	44	50	55	56	59	53	60	58	62	
八 次 中	331	324	325	321	344	347	338	316	304	292	281	267	281	291	293	285	281	
甲 奴 中	94	103	94	110	102	95	90	79	87	78	74	70	74	76	68	63	67	
君 田 中	57	59	56	48	54	57	69	68	61	55	42	45	46	47	44	33	36	
布 野 中	80	78	71	69	64	62	56	49	44	47	49	58	48	44	35	41	39	
作 木 中	57	61	60	57	50	42	41	39	43	39	42	36	40	31	35	31	39	
吉 舎 中	174	160	164	143	125	120	112	128	127	122	104	109	114	112	102	97	95	
三良坂中	162	142	135	138	148	146	133	125	117	107	94	97	103	96	83	83	82	
三 和 中	126	114	99	99	96	93	86	90	86	80	67	70	77	74	74	71	69	
合 計	2,085	2,031	1,969	1,949	1,913	1,859	1,767	1,724	1,677	1,619	1,506	1,524	1,562	1,565	1,532	1,494	1,519	



のびのび学級みよしプラン

目 標	<p>小学校においては、全学級を20人程度学級とし、生活・学習集団を少人数化することにより、個に応じたきめ細かな指導をすすめ、基本的な生活習慣と学習規律の確立を図るとともに、児童一人一人に基礎基本を定着させ、確かな学力を身につけさせる。</p> <p>中学校においては、特定の教科において習熟の程度に応じたきめ細かな指導を行うことにより、確かな基礎学力を身につけさせ、学ぶ意欲を育てる。</p>
概 要	<p>小学校</p> <p>(1) STEP1 全小学校を30人学級(最大34人上限)とする。</p> <p>(2) STEP2 全小学校を25人学級(最大29人上限)とする。</p> <p>(3) STEP3 各学校の実態に応じ、20人学級(最大24人上限)を運用する。</p> <p>中学校</p> <p>特定教科(国語・数学・英語を中心に)について、少人数習熟度別指導を実施する。</p>
効果・展望	<p>基本的な生活習慣と学習規律の確立</p> <p>一人ひとりに対する指導をきめ細やかにすすめることができ、基本的な生活習慣や学習規律の確立を図ることができる。</p> <p>基礎学力の定着・向上</p> <p>個に応じた学習指導を丁寧に行うことができるようになり、各教科の基礎的、基本的な内容を確実に身につけさせることができる。</p> <p>指導方法の工夫・改善</p> <p>教員の学級経営や児童・生徒への対応に余裕が生まれ、教材研究や教育研究等への取り組みが深まり、教科指導力の向上や指導方法の工夫・改善につながる。</p>

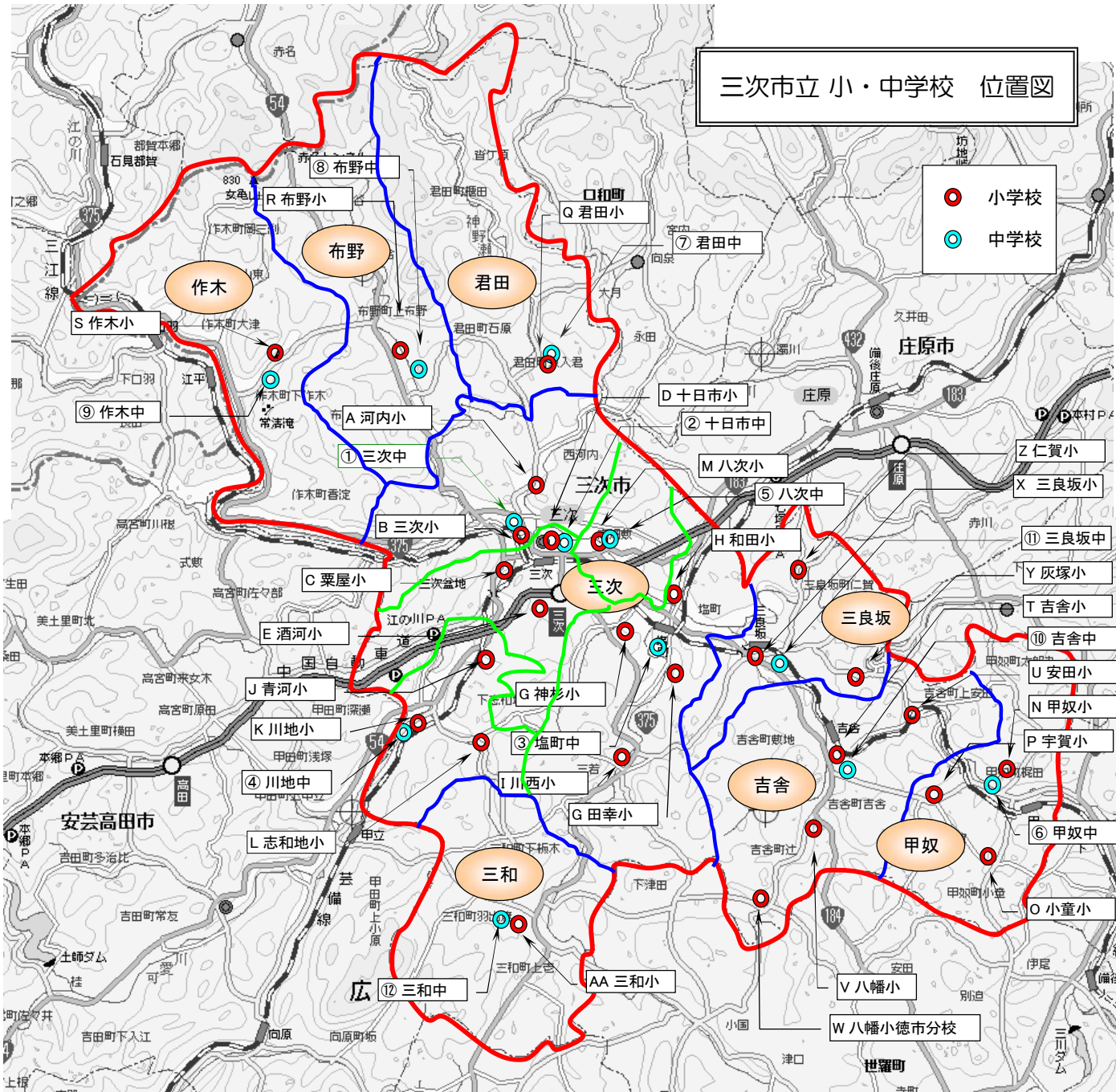
【実施スケジュール】

	STEP 1(H15~17年度)	STEP 2(H18・19年度)	STEP 3(H20年度~)
小学校	<p>30人学級 (全小学校34人以下の学級に)</p>	<p>25人学級 (全小学校29人以下の学級に)</p>	<p>20人学級 (実態に応じ24人以下の学級を運用)</p>
中学校	<p>少人数・習熟度別授業 (特定教科を少人数習熟度別指導で充実を図る)</p>		

【プラン実施のための三次市臨時的任用教員・教科指導講師】

	小学校	中学校		合計
		数学	英語	
平成15年度	6	4	7	17
平成16年度	10	4	6	20
平成17年度	9	7	6	22
平成18年度	12	6	7	25
平成19年度	16	6	6	28
平成20年度	25	6	7	38
平成21年度	26(内JTE2)	6	7	39

三次市立 小・中学校 位置図



● 小学校
● 中学校

学校名	小学校間距離	中学校間距離
①三次中学校		①-② 2.2km
A 河内小学校	A-B 2.8km	
B 三次小学校		
②十日市中学校		②-⑤ 3.7km
C 栗屋小学校	C-D 2.7km	
D 十日市小学校		
E 酒河小学校	E-D 4.9km	
③塩町中学校		③-⑪ 5.8km
F 神杉小学校	F-G 5.4km	
G 田幸小学校		
H 和田小学校	H-G 4.7km	
I 川西小学校	I-G 6.8km	
④川地中学校		④-① 12.6km
J 青河小学校	J-K 4.2km	
K 川地小学校		
L 志和地小学校	L-K 3.8km	
⑤八次中学校		⑤-③ 6.6km
M 八次小学校		
⑥甲奴中学校		
N 甲奴小学校		
O 小童小学校	O-N 4.1km	
P 宇賀小学校	(P-N 4.0km)	
⑦君田中学校		⑦-⑧ 11.2km
Q 君田小学校		(⑦-① 9.3km)
⑧布野中学校		⑧-① 11.5km
R 布野小学校		
⑨作木中学校		⑨-⑧ 9.3km
S 作木小学校		
⑩吉舎中学校		⑩-⑥ 8.6km
T 吉舎小学校		
U 安田小学校		
V 八幡小学校	U-T 5.3km	
W 八幡小徳市分校	V-T 3.2km	
	W-T 9.0km	
⑪三良坂中学校		⑪-⑩ 6.7km
X 三良坂小学校		
Y 灰塚小学校	Y-X 5.0km	
Z 仁賀小学校	Z-X 5.3km	
⑫三和中学校		⑫-④ 13.3km
AA 三和小学校		



資料6